

2日獣発第162号
令和2年10月21日

地方獣医師会会长 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 蔵内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師法第22条の規定に基づく届出について（依頼）

このことについて、令和2年10月5日付け2消安第2906号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条の規定に基づき、全ての獣医師に令和2年12月31日現在の状況を令和3年1月1日～1月31日の期間に居住都道府県に届け出るよう促すものです。つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願ひいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会
事業担当 萩島
TEL 03-3475-1601

2 消安第2906号
令和2年10月5日

公益社団法人 日本獣医師会会长

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第22条の規定に基づく届出について（依頼）

平素より当課の獣医事行政に御協力を賜りありがとうございます。

御承知のとおり、全ての獣医師は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条に基づき2年ごとに農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられています。

本年度は、その届出を行う年となっておりますので、貴会下の獣医師に対して別添を回覧いただくなどの方法によりこのことについて周知いただけますようお願いいたします。



回覧

回覧に御協力願います。

令和2年10月5日

獣医師の皆様へ

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班

獣医師法第22条に基づく届出について

全ての獣医師は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条に基づき2年ごとに農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられています。

本年度は、その届出を行う年となっておりますので、獣医師業務に就いているか否かにかかわらず、全ての獣医師が令和2年12月31日現在の状況を、令和3年1月1日～1月31日の期間に、お住まいの住所地を管轄する都道府県へ届け出なければなりません。

なお、届出の様式及び記載方法については、農林水産省ホームページで御確認頂けます。

<詳細について>

- 農林水産省ホームページ
- 獣医師法第22条に基づく届出
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>)

獣医師免許をお持ちの皆様へ

令和2年12月31日現在の状況を、
お住まいの都道府県に届け出てください。

- 獣医師には、獣医師法第22条に基づく
2年ごとの届出が義務付けられています。
- 令和2年は届出が必要です。
- 届出様式に必要事項を記入の上、
令和3年1月1日から1月31日までに、
お住まいの都道府県に提出してください。

※届出様式や記載方法は農林水産省HP

(下記URL)に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

獣医師 届出

検索



- ◆ 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、異動状況等を的確に把握するために利用されています。

※ 結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、
変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。
詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>



第6号様式

獣医師法第22条の届出書

(令和 年12月31日現在)

(1)登録番号	第 <input type="text"/> 号	(2)本籍地の属する 都道府県名	都道 府県
(3)登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 年 月 日 4 大正	(4)生年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 年 月 日 4 大正 5 明治
ふりがな (5)氏名			(6)性別 男・女
(7)現住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都道 府県	市 郡	区 町 村
(8)主たる職業 ((9)から(11)の各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。)			
(9)業務の種類	(10)業務の内容		(11)勤務先
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他	1 自ら開設する診療施設において診療の 業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診 療の業務に従事		01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組 合連合会又は特定組合
II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥	3 自ら往診のみによって診療の業務に従 事		04 国 05 都道府県
III I 及び II 以外の診療	4 他の者に雇用され往診のみによって診 療の業務に従事		06 市町村 07 独立行政法人
IV 診療以外の業務であって 獣医学上の知識を必要と するもの	5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他		08 国立大学法人 09 私立学校 010 競馬関係団体
V 獣医学上の知識を必要と しない業務	6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事 (教官又は教員)		011 民間企業 012 公益法人、一般社団法人 等
VI 無職	8 獣医系大学の勤務者(大学院生を含 む。)で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事 (教官又は教員)		013 その他
(I 又は II を○で囲んだ者は、 I の i から v まで又は II の i から iiiまでの主たる対象を一つ選択し、 ○で囲むこと。)	10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他 (5又は10を○で囲んだ者は、5のアからエまで又は10 のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で 囲むこと。)		(04から06までのいずれかを○で囲んだ 者は、①から⑥までの番号を一つ選択 し、○で囲むこと。) ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他
ふりがな (12)勤務先の名称			
(13)勤務先の所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都道 府県	市 郡	区 町 村
(14)従たる職業の概要			
(15)備考			